

令和 6 年 11 月 8 日

入 札 公 告

社会福祉法人すいよう会
理事長 矢野 健吾

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

記

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 社会福祉法人すいよう会 多機能型事業所すいよう作業所創設工事
- (2) 工事場所 愛媛県新居浜市郷三丁目甲 590 番 1 の一部、甲 592 番 1、甲 592 番 2
- (3) 工事概要 建物：木造 1 階建 延床面積 680.00 m²
外構：附属建物 17.93 m²
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日 ～ 令和 7 年 3 月 15 日
(進捗状況によっては工事期間の延長あり)
- (5) 予定価格 ￥220,066,000 (税込)
- (6) 最低制限価格 あり (公表なし)
- (7) その他 この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
また、この建物にかかる工事に関しては国の補助事業である。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 最新の愛媛県且つ今治市、西条市、新居浜市、四国中央市の入札 (見積) 参加資格登録業者であること。
- (2) 建設業法第 3 条の規定に基づく「建築一式」において特定建設業の許可を受けた業者で今治市、西条市、新居浜市、四国中央市に本店を有する業者であること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査を受け、最新の経営事項審査結果の「建築一式工事」の総合評定値が 900 点以上であること。
- (4) 建築一式工事について、愛媛県の建設業者格付け事務取扱要領 (平成 11 年 3 月 23 日土第 381 号) 第 5 条の規定による建設業者格付け結果 (令和 5.6 年度に係る

もの。以下「格付け結果通知」という。)の格付けがA等級の者であること。

- (5) 前年度又は前々年度に完成した愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点(完成検査時の評価による工事成績評定点とする。以下同じ。)の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。
- (6) 公告日から起算して過去10年間に鉄骨造、木造もしくは鉄筋コンクリート造で延床面積500㎡以上の福祉施設新築工事の元請けとして、施工した実績を有すること。
- (7) 公告日現在、愛媛県且つ今治市、西条市、新居浜市、四国中央市において、建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)の規定による更生手続開始の申し立てを含む。(以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。ただし再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 対象工事に係る設計業務等を受託した者ではなく、又当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
設計業務受託者：宝利建築設計事務所 四国中央市中之庄町1423-2
- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (13) 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る)及び監理技術者講習修了証を有する者を当該工事現場に専任で配置できる者。
- (14) その他資格審査において不相当であると認められない者。

3. 入札参加申込み等

この入札への参加を希望するものは、下記により資格審査申請書を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 紙による申請

(ア) 申請方法

入札参加資格申請は、紙媒体により必要書類の一式を持参すること。

(イ) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書（別紙 様式第1号に準ずる。）
- ② 入札参加資格審査資料（別紙 様式第2号、3号及び5号に準ずる。）
- ③ ②の添付書類
- ④ 建設業許可証明書の写し
- ⑤ 令和5.6年度の建設業者格付け結果通知書の写し
- ⑥ 最新の総合評定値通知書の写し
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律154号）又は旧法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の写し

(ウ) 申請の受付時間

令和6年11月8日（金）から令和6年11月18日（月）までの平日で
9時00分から17時00分の間

(エ) 提出場所

愛媛県新居浜市郷甲687番地
社会福祉法人すいよう会 多機能型事業所すいよう作業所 事務室
TEL 0897-46-0936

(オ) 留意事項

- ① 申請書及び資料の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
また、提出された（イ）の申請書類は、返却しない。

(2) 入札参加資格審査結果の通知

令和6年11月22日（金）に競争入札参加資格審査通知書（様式第4号）で通知する。

(3) 競争入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

(ア) 入札参加資格がないと認められた者は、社会福祉法人すいよう会 理事長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期間

令和6年11月25日（月）から令和6年11月26日（火）までの

9時00分から17時00の間

② 提出方法

書面は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

③ 提出場所

愛媛県新居浜市郷甲 687 番地

社会福祉法人すいよう会 多機能型事業所すいよう作業所

T E L 0897-46-0936

(イ) 説明を求められたときは、令和6年11月27日(水)までに、説明を求めたものに対し、書面により回答する。

4. 設計図書等の貸出及び質問

(1) 貸出

入札参加希望者(申請書「様式第1号」を提出する者)は、本工事に係る設計図書借入申込書を提出し、設計図書の借入れを行う。

(ア) 借入先

社会福祉法人すいよう会 多機能型事業所すいよう作業所 真木 昭

愛媛県新居浜市郷甲 687 番地 T E L 0897-46-0936

(イ) 借入申込

借入申込は事前に電話で予約すること。

(ウ) 借入申込期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月18日(月)までの平日で
9時00分から17時00の間

(2) 設計図書等についての質問は、所定の書式(別紙質疑応答書)により行わなければならない。

(ア) 提出期間

令和6年11月8日(金)から令和6年11月21日(木)の17時00分まで

(イ) 提出方法

電子メールによる。(Excel)

(ウ) 提出場所

四国中央市中之庄町 1423-2

宝利建築設計事務所 宝利 秀久

T E L 0896-23-8731 F A X 0896-24-1313

E-m a i l : hourihr@estate.ocn.ne.jp

設計図書等についての質問に対する回答は、令和6年11月29日(金)の15時までに、電子メールにより入札参加者全員に回答する。

5. 現場説明

現場説明は実施しない。

6. 入札書の提出方法

(1) 紙による入札

(ア) 提出期間

紙媒体により入札日当日に持参すること。

(イ) 提出する書類

- ① 入札書（任意様式）
- ② 工事費内訳書
- ③ 競争入札参加資格審査通知書（様式第4号）の写し
- ④ 代理人が入札に参加する場合は、代表者の委任状

7. 入札及び開札

(1) 日時

令和6年12月5日（木） 14時00分 から

(2) 場所

愛媛県新居浜市郷3丁目16番58号

社会福祉法人すいよう会 共生の郷 なの花 2階 会議室

(3) くじの実施について

落札となるべき金額を入札した者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。

8. 落札者決定方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は、2回とする。落札は予定価格以下、最低制限価格以上の最低入札をしたものとする。一回目で入札価格が落札とならない場合は、2回目の入札を行う。2回目の入札でも、落札とならない場合には、入札不調とし、再度入札の広告を行い、別日に入札を行う。

※一回目の入札価格が最低制限価格を下回った事業者は2回目の入札には進めない。

9. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付するものとする。但し、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、履行保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10. 契約書

契約書は民間連合協定約款により、落札者が作成する。

11. 支払条件

支払は2回とし、詳細は落札者との協議による。

12. 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格申請において虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに入札参加資格のあることを確認された者であっても入札時点において入札参加資格を失っている者が行った入札は、無効とする。

13. 異議の申し立て

入札を行った者は、入札後、規則、工事請負契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

14. その他

(1) 工事保証は工事完成後1ヵ年とし、部分保証は仕様の通りとする。

(2) 工事契約者は、本工事の契約を他人に譲渡してはならない。

(3) 契約後、工事完成引取前に生じた災害・その他の事故については一切、発注者は関係ないものとする。

(4) 工事監理は宝利建築設計事務所とする。